

一般名処方加算のお知らせ

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であればどのメーカーのジェネリック医薬品でも使用する事ができます。

当院も一般名処方の推進につとめております。
一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。
これにより供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ複数の医薬品を安定的に患者様に提供しやすくなります。

また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者様の自己負担となります。選定療養費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご不明な点は十分にご説明いたしますので、お気軽にご相談ください。



令和7年4月1日